平成３１年度　しながわ文化プログラム推進事業助成

クリエイティブ・リンク＆チャレンジ 2020
募集要項

品川区では平成 30（2018）年度より東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした文化芸術イベントを通じ、文化面での機運醸成を図るため、事業経費の一部を助成する「しながわ文化プログラム推進事業助成」を行ってきましたが、平成 31 年度からは品川区を文化芸術活動のプラットフォームとすべく、これらをより強化した「クリエイティブ・リンク 2020」と「クリエイティブ・チャレンジ 2020」を開始します。

これらは単なる経費助成ではなく、専門家によるアドバイスや広報支援などもあわせて行います。魅力的な事業の応募をお待ちしております。なお、本募集は、平成 31 年度の予算成立を前提として実施するものであり、予算の成立状況によって、募集内容等が変更になる場合があります。

	クリエイティブ・リンク２０２０	**クリエイティブ・チャレンジ２０２０**
補助割合	**９/１０**	**１０/１０**
１件あたり補助額	**上限３００万円** **下限８０万円**	**上限８０万円** **下限５万円**
採択件数の目安	**数件程度**	**１０件程度**

※経費支援以外に、支援内容としては事業アドバイザー・コーディネーターによるアドバイス、広報支援、広報ディレクターによる個別広報に関するアドバイス、助成団体向けセミナー・勉強会の開催などがあります。

助成対象期間

平成３１年７月１日（月）から平成３２年３月３１日（火）までに終了する事業

申請受付期間

平成３１年４月１日（月）から５月８日（水）１７時必着

※提出は郵送のみ受け付けます。

※誤配、遅配等により申請期間内に提出書類が到達しなかった場合も、申請受理できませんので、簡易書留や宅配便などでの提出をお勧めします。

交付決定時期

平成３１年６月下旬頃（予定）

お問い合わせおよび提出先

〒１４０－８７１５

品川区広町２－１－３６　品川区役所文化スポーツ振興部 文化観光課

☎０３－５７４２－６８３６　FAX０３－５７４２－６８９３

１．助成対象となる事業

「クリエイティブ・リンク 2020」では以下の（１）～（９）、「クリエイティブ・チャレンジ 2020」では下記の（１）～（７）のすべての要件を満たしている事業が対象となります。

（１）品川区内で実施される文化芸術分野の事業であること。
（２）平成３１年７月１日（月）から平成３２年３月３１日（火）までに開催される事業であること。
（３）広く区民が参加可能な事業であること。
（４）品川区の魅力発信に資する事業であること。
（５）本助成がなければ実現が難しい事業であること。
（６）東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成やレガシーに繋がる事業であること。
（７）従来から定期的に行われている事業をそのまま行うものではないこと。
（８）文化芸術と観光、まちづくり、福祉、産業等との連携促進の視点が盛り込まれていること。
（９）芸術団体以外も含めた団体により体制が構築されていること。

ただし、次のものは対象となりません。

- 営利を目的とするもの
- 宗教的または政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- 法令および公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受けるおそれのあるもの
- 慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- 連盟等の統括団体による事業で、成果の還元先が特定の参画団体に限られるもの
- 特定の企業名などをタイトルに付す公演（いわゆる「冠公演」）、すでに企画制作されたパッケージ公演（いわゆる「買い公演」）、営利を目的とする「招聘公演」
- 品川区または品川区が出資する法人等の制度による補助または助成等を受ける事業

２．申請者の要件

以下のすべての要件を満たしている団体が対象となります。

- 法人格を有する団体、法人格を有する団体を中核とする実行委員会
  ※ただし、「クリエイティブ・チャレンジ 2020」では、一定の活動実績が認められる任意団体（町会・自治会、商店街、文化芸術団体等）も対象とします。
- 過去１０年間（2009 年４月以降）に品川区で文化芸術分野において何らかの活動実績がある団体
- 定款、規約またはこれらに類するものを有するとともに、執行組織および会計組織が確立し、事業遂行能力が十分あること。
- 暴力団もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。
- 政治活動または宗教活動を目的としていないこと。

３．助成対象経費

１）助成対象経費

原則として、平成３１年７月１日（月）から平成３２年３月３１日（火）までに支払いの発生した、出演料、演出料、講演料、会場費、舞台費、会場設営および運営委託に要する経費、広告宣伝費、印刷費、催事保険料、その他区が適当と認める経費

※従来から定期的に行われている事業をそのまま行うものの経費は対象となりません。本助成を契機に、３ページ１の「助成対象となる事業」に合致し、従来から行われている事業に加えて行う内容や、新たに実施する事業に必要な経費が対象となります。

※平成 30 年度しながわ文化プログラム推進事業助成に採択された事業については、継続性の観点から３ページ１の「助成対象となる事業」に合致する内容に必要な経費が対象となります。

２）助成対象外経費

- 申請団体の人件費や事務所の維持費・管理運営費、財産となるものの購入費
- 申請団体自らが設置しまたは管理する会場施設等で行う場合の会場費等
- 印紙代等租税公課、金券等購入費
- 事前の飲食代や交際費、打ち上げ費等
- その他区が対象経費として適当でないと認める経費

４．助成金交付額

１）「クリエイティブ・リンク２０２０」

・　総助成対象経費の１０分の９を助成（1 千円未満の端数は切り捨て）。
・　上限３00 万円、下限８０万円。

２）「クリエイティブ・チャレンジ２０２０」

・　総助成対象経費の１０分の１０を助成（1 千円未満の端数は切り捨て）。
・　上限８０万円、下限５万円。

※採択後、必要な手続きを行い、助成予定額をお支払いします。事業終了後に、事業報告および収支報告書をもとに助成額を確定し、精算を行います。
※採択の際に示す助成予定額は、当助成の予算額や後述「6．審査基準」等を総合的に勘案し算定します。そのためご希望の額に満たない場合があります。
※事業終了後、精算の際には以下の①～③のうち一番低い金額を助成確定額とします。
①当初決定した助成予定額
②確定後の総助成対象経費の１０分の９（クリエイティブ・リンク 2020 申請事業）または１０分の１０（クリエイティブ・チャレンジ 2020 申請事業）
③総助成対象経費から総収入を引いた金額

５．提出書類

次のものを期日までにご提出ください。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんので、必ず控えを取っておいてください。また、提出後に補足資料等を求めることがありますのでご協力お願いします。

（１）しながわ文化プログラム推進事業助成金交付申請書（第１号様式）…１部
（２）担当者連絡票（別途様式）…１部
（３）事業計画書（別途様式）…１０部
（４）事業収支計画書（別途様式）…１０部
（５）申請団体の定款またはこれに類する規約等（様式任意）…１部
（６）申請団体の概要が分かる資料（提出任意）…１部

※指定の様式は品川区ホームページからダウンロードしてください。なお、誤読防止のためワードまたはエクセル等電子データで入力してください。
※「（３）事業計画書」については、カラーもしくは白黒で両面にて印刷し、ホッチキスどめ（左２箇所）したものをご提出ください。
※「（４）事業収支計画書」については、白黒で片面にて印刷し、ホッチキスどめ（左上１箇所）したものをご提出ください。
※上記以外の書類の提出は受け付けません。
※提出後、事業内容および予算額に大きな変更が生じる事のないよう、内容については十分に検討の上、具体的に記入してください。なお、計画内容が変更になった場合は、助成金額を減額することがあります。
※助成金交付決定後に申請者や事業内容、収支計画に不実の記載、または重大な変更が生じていると認められた場合は、助成金の減額や交付決定を取り消すことがあります。
※助成金交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容などに事実と相違していることが判明した場合や法令に違反した場合は、助成金の減額や交付決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

６．審査基準

審査にあたっては、「クリエイティブ・リンク２０２０」では下記の（１）～（６）について、「クリエイティブ・チャレンジ２０２０」では下記の（１）～（５）について評価を行い、その結果をもとに採択を判断します。

（１）整合性

- 品川区を舞台に行う必要がある内容となっているか。
- 公的支援を基に行う必要がある内容となっているか。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成やレガシーに繋がる内容となっているか。

（２）実現性

- 内容が実現可能なものであるか。
  ※申請内容と団体の実績や財務状況と照らし合わせ判断します。

（３）集客力

- 広く区民が参加できるような工夫がなされているか。
- 文化芸術の新たな鑑賞者・参加者を取り込むための工夫がなされているか。

（４）発信力

- 品川区の魅力発信が効果的に実現される内容となっているか。

（５）経費の妥当性・効率性

- 必要経費についてわかりやすく記載・説明されているか。
- 内容を実現する上で妥当な経費が計上されているか。
- 経費の面から事業を効率的に運用する工夫が盛り込まれているか。

（６）他分野との連携

- 文化芸術と観光、まちづくり、福祉、産業等との連携促進が効果的に実現される内容となっているか。

７．審査方法

審査は品川区職員・外部審査委員らによって構成される、審査委員会によって行われます（書面審査および合議審査）。審査結果については、採択・不採択ともに、可能な範囲で理由とともにご連絡します。

※「クリエイティブ・リンク 2020」に関しては、対面プレゼンテーションをお願いする場合があります（お願いする場合、別途ご連絡します）。

８．助成対象となった場合の支援

採択され助成対象となった場合、以下の支援を受けることができます。事業の効果的実施のためにご活用ください。

- 事業アドバイザー・コーディネーターによるアドバイス
  採択時、事業準備時期、事業終了時などに、助成団体は品川区が設ける事業アドバイザー・コーディネーターからアドバイスを受けることができます。
- 広報支援
  助成対象事業全体が掲載されるプログラムの発行・配布、Web サイト等への掲載を行います。
  ※プログラムへの掲載については、事業実施日時によって、掲載が難しい場合があります。
- 広報ディレクターによる個別広報に関するアドバイス
  品川区が設ける広報ディレクターから事業の個別広報に関するアドバイスを受けることができます。
- 助成団体向けセミナー・勉強会の開催
  助成団体を対象としたセミナー・勉強会（年３回程度）に参加することができます。

９．助成対象となった場合の注意点

採択され助成対象となった場合、以下のことが生じます。申請前にご確認ください。

（１）採択結果・活動内容の公表

申請者の名称、事業の概要、交付決定額等の情報を公表いたします。

（２）品川区文化芸術振興協議会（年数回開催）への参加・協力

助成団体には、区内で活動する文化芸術団体等が情報共有・課題検討を行う場である、品川区文化芸術振興協議会や協議会に関連する会合に参加いただく場合があります。

（３）各種報告会への参加・協力

助成団体には、申請事業の進捗を確認するための各種報告会（２～３ヶ月に１回）にご参加いただきます。そのほか、一般公開型の成果報告会やシンポジウム・セミナーなどにご参加・ご報告いただく場合があります。

（４）事業現地視察への協力

品川区職員、事業アドバイザー・コーディネーター、広報ディレクター等が事業現地視察をさせていただく場合があります。

（５）名義およびしながわ文化プログラムロゴマークの表示

採択事業のチラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイトに品川区の助成名義およびロゴマークを表示してください。

なお、表示のない広報に要した経費については、助成対象経費となりません。また、広報を開始する前に、必ず区の担当者による確認を受けてください。

（６）事業報告および収支報告について

事業終了後 1 か月以内に、実績報告書および収支報告書を提出していただきます。収支報告にあたっては、領収書の原本や写しを提出していただきます。提出にあたっては次の点にご注意ください。

・領収書に記載の名称は申請者名と一致させること。

・日付、宛名、押印、ただし書きなど経理書類として必要な事項に漏れがないこと。

（７）助成対象活動の経理および関係書類の保管

助成事業者は助成交付金に関する一連の通知、関係書類、支払関係書類（領収書や契約書等）を助成金の交付を受けた年度の終了後、5 年間保管してください。

（８）安全への配慮について

事業実施にあたっては安全等に配慮してください。また、事故等が発生した場合は速やかに現状を報告してください。万が一に備え催事保険等への加入をお勧めします。

１０．その他

（１）助成金の申請は一団体につき同一年度内１件までです。

（２）申請事業について品川区または品川区が出資する法人等以外の公的機関・民間団体等から助成金・補助金等の交付を受けていても採否に影響はありません。

（３）すべての申請団体の申請額の合計が、区の助成金の予算額に満たない場合であっても、申請事業の内容等が一定の要件に満たない場合は不採択となる場合があります。なお、採否についてのお問い合わせにはお答えできません。

（４）申請書等に記載された個人情報は品川区の個人情報保護に関する規定に則り、適正に管理します。

（５）説明会を下記日程で開催します。なお、説明会への参加は採否に影響はありません。参加をご希望の方は電話または FAX にて団体名、代表者氏名、連絡先をお知らせください。（先着４０名）

日時：平成３１年３月２８日（木）　午後７時～

会場：品川区役所　第二庁舎　５階　２５３会議室
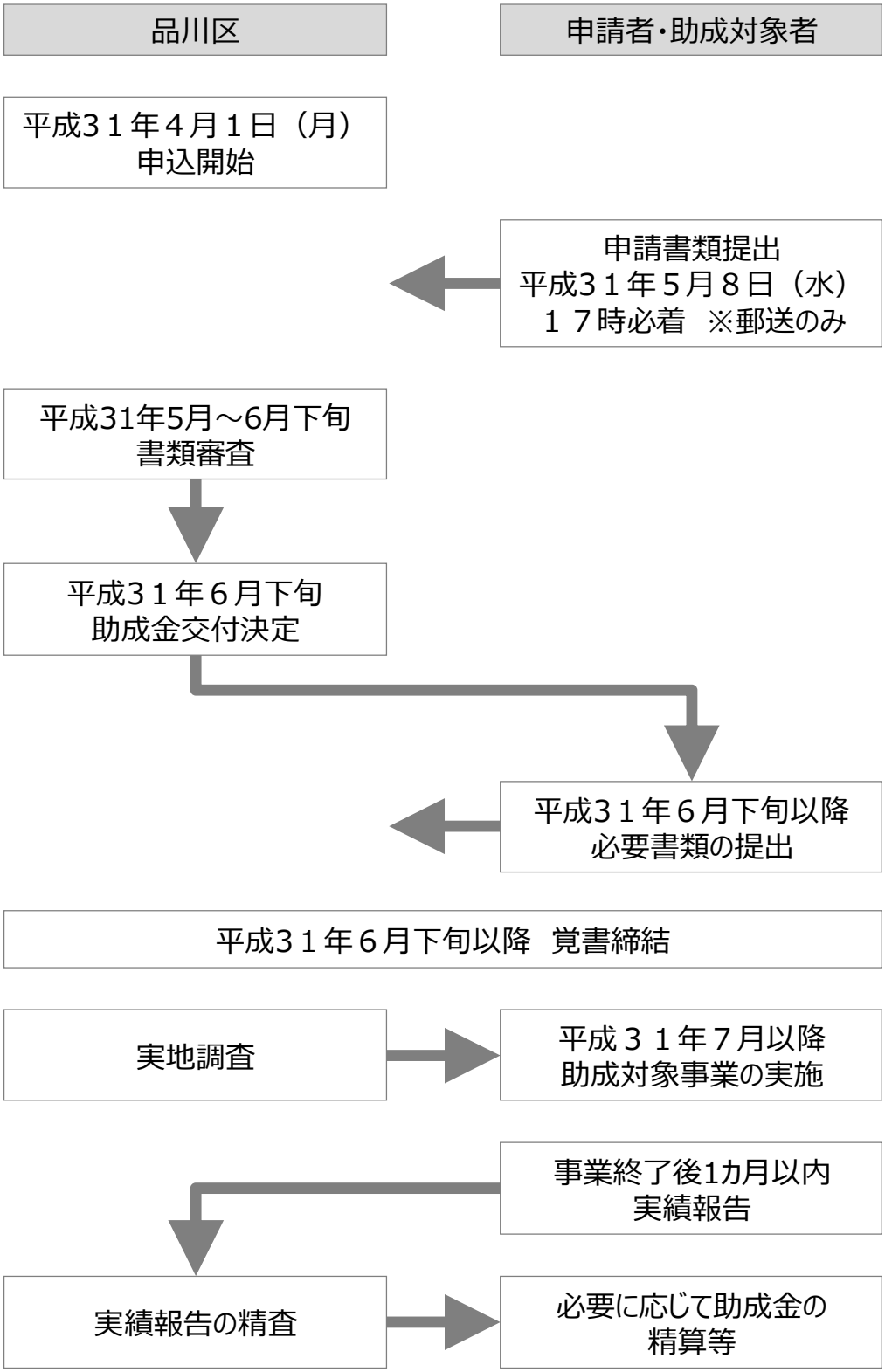
参考．申請から交付までの基本的な流れ